

令和2年度 健康診査

ID 1018628

胃がん検診（注）

内視鏡検査

〈内容〉問診、胃内視鏡検査
〈対象〉令和2年度に50歳以上になる方で、
生まれ月が偶数月の方
(昭和46年3月31日以前に生まれた方)
※事前に中保健センターへの申し込み
が必要です。申込方法等は、5月1日
発行の『健康ひろば』に掲載します。

X線検査

〈内容〉問診、胃部X線検査
〈対象〉令和2年度に40歳以上になる方
(昭和56年3月31日以前に生まれた方)

大腸がん検診

〈内容〉問診、便潜血反応検査(2日法)
〈対象〉令和2年度に40歳以上になる方
(昭和56年3月31日以前に生まれた方)

肺がん検診

〈内容〉問診、胸部X線検査
かくたん検査(必要な方に実施)
〈対象〉令和2年度に40歳以上になる方
(昭和56年3月31日以前に生まれた方)
※結核検診も同時に行います。

結核検診

〈内容〉問診、胸部X線検査
〈対象〉令和2年度に16歳以上39歳以下の方
(昭和56年4月1日～
平成17年3月31日生まれの方)

肝炎ウイルス検査

〈内容〉B型肝炎・C型肝炎のウイルス検査
〈対象〉令和2年度に40歳以上になる方で、
これまでに肝炎ウイルス検査
をしたことがない方
(昭和56年3月31日以前に生まれた方)

前立腺がん検診

〈内容〉PSA(前立腺特異抗原)検査
〈対象〉昭和45・40・35・30・25・20・15・10・5年・
大正14年…生まれの男性
(令和2年中に「50歳以上で
5歳間隔の節目年齢」になる男性)

乳がん検診

〈内容〉問診、視診、触診、マンモグラフィ検査
〈対象〉令和2年度に40歳以上になる女性
(昭和56年3月31日以前に生まれた女性)
※ただし、令和元年度に一宮市の乳がん
検診を受けた方は受診できません。

子宮頸がん検診

〈内容〉問診、視診、細胞診、内診
〈対象〉令和2年度に20歳以上になる女性
(平成13年3月31日以前に生まれた女性)

節目歯周病検診

〈内容〉一般歯科健康診査・歯周病検査
〈対象〉昭和55・50・45・40・35・30・25年
生まれの方
・在宅高齢者訪問歯科検診
昭和30年、25年生まれの方で、要介護
4・5の認定を受けている方
(中保健センターに事前申し込みが必要です。)

節目骨検診

〈内容〉かかとの骨密度測定
〈対象〉平成12・7・2・昭和60・55・50・45・
40・35・30・25年生まれの女性
※詳しくは、決定次第お知らせします。

がん検診推進事業

下記の対象者の方に、乳がん検診(女性)、
子宮頸がん検診(女性)の費用が無料となる
クーポン券を送付します。

※詳しくは、決定次第お知らせします。

〈乳がん検診対象者〉

・昭和54年4月2日～昭和55年4月1日生

〈子宮頸がん検診対象者〉

・平成11年4月2日～平成12年4月1日生

※国の制度改正等により、内容を一部変更する場合があります。

※検診のほかに診察を受けられた場合は、診察代が必要となります。

現在日本では、約3人に1人ががんで亡くなっています。しかし、がんは決して怖い病気ではありません。早期発見・早期治療により治る病気です。

早期発見・早期治療のため、がん検診を受けましょう。



(注)胃がん検診は、同じ年度内で内視鏡検査、またはX線検査のどちらかの受診となります。また、内視鏡検査を受診された方は、翌年度に一宮市が行う胃がん検診(X線検査を含む)を受けることができませんので、あらかじめご了承ください。

◇実施期間：5月1日(金)～10月31日(土)診療時間内

※ただし、乳がん検診・子宮頸がん検診・節目歯周病検診については 5月1日(金)～12月末診療時間内

胃がん検診の内視鏡検査については5月16日(土)～12月末診療時間内

◇実施場所：協力医療機関・協力歯科医療機関(3～4ページを参照)

※直接各医療機関へお申し込みください。

(胃がん検診の内視鏡検査は事前に中保健センターへの申し込みが必要です。)

◇持 ち 物：健康保険証など年齢・住所が確認できるもの、健康手帳(お持ちの方はご持参ください。)

◇注意事項：乳がん検診は、乳房専用X線撮影装置(マンモグラフィ)を使用しますので、次の方は受診できません。

・妊娠中または妊娠の可能性のある方 ・授乳中の方 ・断乳後6か月以内の方

・豊胸手術を受けている方 ・ペースメーカーを装着されている方

がん検診も同時に受診できます。

特定健康診査・後期高齢者医療健康診査は5月から始まります！

一宮市国民健康保険に加入の方の特定健康診査や、主に75歳以上の方の後期高齢者医療健康診査は、協力医療機関(3ページ参照)にて5月～10月まで実施します。

職場の健康保険に加入の方については、加入している医療保険者(健康保険証発行元)にお尋ねください。